

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第8号

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則（昭和48年瀬戸市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定による子ども医療費受給者証（第1号様式。以下「受給者証」という。）の交付を受けようとする受給資格者（<u>条例第3条第2項第3号に規定する15歳以上の子ども又はその保護者を除く。</u>）は、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2から4まで <省略></p> <p>(助成の方法の特例)</p> <p>第5条 条例第7条第3項の特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(子ども医療費の助成申請)</p> <p>第6条の2 条例第7条第2項<u>又は第3項</u>の規定により子ども医療費の助成を受けようとする<u>受給資格者又は受給者</u>は、子ども医療費助成申請</p>	<p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定による子ども医療費受給者証（第1号様式。以下「受給者証」という。）の交付を受けようとする受給資格者は、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2から4まで <省略></p> <p>(助成の方法の特例)</p> <p>第5条 条例第7条第2項の特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(子ども医療費の助成申請)</p> <p>第6条の2 条例第7条第2項の規定により子ども医療費の助成を受けようとする<u>受給者</u>は、子ども医療費助成申請書（第4号様式）を市長に</p>

<p>書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで <省略></p> <p>(7) <u>受給者証（受給者証の交付を受けた場合に限る。）</u></p> <p>(8) <省略></p> <p><u>（氏名変更等の届出）</u></p>	<p>提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで <省略></p> <p>(7) 受給者証</p> <p>(8) <省略></p> <p><u>（第三者の行為による被害の届出）</u></p>
<p><u>第9条 条例第8条第1項の規則に定める事項</u></p> <p>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>受給者又は子どもの氏名</u></p> <p>(2) <u>受給者又は子どもの住所</u></p> <p>(3) <u>条例第4条第1項において医療に関する給付を行う保険者、共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団（以下「保険者等」という。）、当該保険者等の名称若しくは事務所の所在地又は当該医療の給付の内容</u></p> <p>(4) <u>国民健康保険法による被保険者である子どもにあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員、当該世帯主若しくは組合員の氏名若しくは住所又は被保険者証の記号番号</u></p> <p>(5) <u>社会保険各法による被扶養者である子どもにあつては、子どもが被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者、当該被保険者、組合員若しくは加入者の住所若しくは氏名又は被保険者証若しくは組合員証の記号番号</u></p> <p>(6) <u>その他市長が指定する事項</u></p> <p>2 <u>受給者は、前項各号のいずれかについて変更があつたときは、速やかに、子ども医療費受給</u></p>	<p><u>第9条 条例第8条に規定する子ども医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出は、第三者の行為による被害届（第5号様式）によるものとする。</u></p>

者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届に受給者証及び変更事項を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(第三者の行為による被害の届出)

第10条 条例第8条第2項に規定する子ども医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出は、第三者の行為による被害届（第5号様式）によるものとする。

(氏名変更等の届出)

第10条 条例第8条の規則に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 受給者又は子どもの氏名
- (2) 受給者又は子どもの住所
- (3) 条例第4条第1項において医療に関する給付を行う保険者、共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団（以下「保険者等」という。）、当該保険者等の名称若しくは事務所所在地又は当該医療の給付の内容
- (4) 国民健康保険法による被保険者である子どもにあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員、当該世帯主若しくは組合員の氏名若しくは住所又は被保険者証の記号番号
- (5) 社会保険各法による被扶養者である子どもにあつては、子どもが被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者、当該被保険者、組合員若しくは加入者の住所若しくは氏名又は被保険者証若しくは組合員証の記号番号
- (6) その他市長が指定する事項

2 受給者は、前項各号のいずれかについて変更があつたときは、速やかに、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届に受給者証及び変更事項を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則の規定による子ども医療費の助成は、令和3年4月1日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。